

先月号のこの欄で予告した判決が四月二〇日にあつた。法律上の争点は、住民訴訟が継続中にそこで問題となつてゐる損害賠償請求権を放棄できるかということを中心として、放棄された損害賠償請求権の行使を求める住民訴訟が提起されたときに裁判所はその放棄の有効性を判断できるのか、住民訴訟で損害賠償請求すべきことが確定した後で当該損害賠償請求権を放棄したらどうなるのかというようなことが問題となつていた。

これらの問題について、最高裁判は、損害賠償権を放棄することは議会の権限であり、何時でも可能であるが、裁判所は、その有効性を判断し、訴えの適否を判断することができるとして、次のように判示した。



いうべきである。もつとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて訴訟が提起されると、立法府や行政府が「訴訟が継続中なので、その結論を待つ」ということがしばしば見受けられるが、それが制度を作り、運用する責任を有する立場にある者として、運用する権限を有する立場にある者としては筆者だけであろうか。

計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。」

言われてみれば、その通りという感じがしないでもないが、千葉裁判長が、住民訴訟制度が設けられた当時とは違つて、今日は、複雑多様な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が容易でない場合も多くなつてきているにもかかわらず、住民訴訟における認容額が数千万円、更には数億円ないし数十億円に及ぶものが現れ、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わせるという現行制度の意義についての説明は、通常の個人の責任論の考え方からは困難であり、それとは異なる次元のものといわざるを得ないと指摘していることが注目される。

立法や法解釈（行政実務）が不満であるとして訴訟が提起されると、立法府や行政府が「訴訟が継続中なので、その結論を待つ」ということがしばしば見受けられるが、それが制度を作り、運用する責任を有する立場にある者として妥当なかどうか、考え直す必要があると思うのは筆者だけであろうか。